

マイカー通勤手当の非課税限度額の引上げ

所得税法施行令の一部改正により、自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、平成26年10月20日に施行されましたが、平成26年4月1日以後に受けるべき通勤手当に遡及適用されるため、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は年末調整で精算することになります。

自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当の非課税限度額

区分	非課税限度額	
	改正後(平成26年4月1日以後適用)	改正前
通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円	24,500円
通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	
通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	20,900円
通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	16,100円
通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	11,300円
通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	6,500円
通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	4,100円
通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	全額課税	同左

改正後の非課税限度額が適用されるのは、「4月1日以後に受けるべき通勤手当」であり、平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当

平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で4月1日以後に支払われたもの

又は の差額として追加支給されるものには適用されないことに留意してください。

また、通勤手当の支給限度額を所得税法上の非課税限度額に合わせている会社では、今回の引上を踏まえて支給規定を遡及して改訂し、4月1日以後に受けるべき通勤手当について、差額を追加支給することが考えられます。

この場合、追加支給分についても改正後の非課税限度額が適用されることとなります。